

「あいち伝統芸能の祭典2026（仮称）」及び
「あいち伝統芸能体験教室2026（仮称）」開催業務 仕様書

1 業務目的

少子高齢化が加速する中、文化芸術の分野においても担い手不足や後継者不足が進んでいる。特に伝統芸能（※）の次世代への継承については、コロナ禍の影響により活動団体の発表の場や鑑賞の場を提供できていなかったこともあり、ますます伝統芸能離れが進行している状況である。

そこで、愛知県県民文化局文化部文化芸術課（以下、当課という。）では、県内外や海外からの来場が多く見込まれる第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会での文化プログラム（以下、「アジパラ文化プログラム」という。）において、本物の伝統芸能等をリアルで鑑賞し体験できるステージやワークショップを実施することで、多くの県民に対して伝統芸能等についての理解を深め、身近に感じてもらう機会を提供し、次世代への継承を目指す。

（※）伝統芸能とは、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能を指す。

2 業務名称

「あいち伝統芸能の祭典2026（仮称）」及び「あいち伝統芸能体験教室2026（仮称）」
開催業務

3 業務内容

(1) イベントの開催（企画設計、運営・管理・進行等）

伝統芸能等に対して関心を抱いてもらい学ぶきっかけの場となるよう、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会によるアジパラ文化プログラムへの参加・出展という形で、伝統芸能等の鑑賞ステージ及び実際に体験できる複数のワークショップなどを企画し、開催する。

ア <「あいち伝統芸能の祭典2026（仮称）」日時等（予定）>

- ・内容：アジパラ文化プログラムへの参加・出展
- ・日時：県が指定する大会開催期間中での実施
- ・場所：県が指定する県内競技会場周辺での実施

① ステージイベントの企画設計

アジパラ文化プログラムのステージプログラムのうち45分程度、以下に示すプログラム内容を盛り込んだステージイベントを企画する。

※ステージの広さについては9m×5.4m程度とする。

※伝統芸能等に対して関心を抱き、今後も鑑賞したいと思っていただけるよう工夫すること。

※単なる鑑賞のみではなく、自ら体験したいと思うような学びの場となるよう工夫すること。

<プログラム内容（例）>

- ・伝統芸能等（日本舞踊等の伝統芸能や、箏・三味線・和太鼓等の和楽器等、複数種類）のステージイベント
- ・上記ステージイベント出演者またはワークショップ出展者等によるトークショーや、観客参加型のプログラム 等

② ワークショップなどの企画設計

アジパラ文化プログラムのブースにて、以下に示す内容を盛り込んだワークショップなどを企画する。

※ワークショップのブースの広さについては10m×10m程度とする。

※伝統芸能等に対して関心を抱き、今後も自ら体験したいと思っていただけるよう工夫すること。

<内容>

- ・ステージで実演された和楽器の演奏体験や、絞り制作体験等、複数種類の伝統文化に触れられるワークショップ
- ・あいちの伝統や文化に関する商品の広報（主催者と調整のうえ、会場規程の範囲内で行うこと。
- ・地域特性を活かした内容が望ましい

③ 雨天時対応の検討

開催日が雨天の場合には、本事業によるイベントは原則中止とし、SNSによる周知等を行うこと。また、代替イベントの実施等について当課と協議すること。

イ <「あいち伝統芸能体験教室2026（仮称）」日時等（予定）>

- ・内容：アジパラ文化プログラムへの出展
- ・日時：県が指定する大会開催期間中での実施
- ・場所：県が指定する県内競技会場周辺での実施

① ワークショップなどの企画設計

アジパラ文化プログラムにて、以下に示す内容を盛り込んだワークショップなどを企画する。

※ワークショップのブースの広さについては3.6m×2.7m程度とする。

※伝統芸能等に対して関心を抱き、今後も体験したいと思っていただけるよう工夫すること。

<内容>

- ・伝統芸能等の体験ワークショップ（日本舞踊、箏、和太鼓等、複数種類）
- ・あいちの伝統や文化に関する商品の広報（主催者と調整のうえ、会場規定の範囲内で行うこと。）
- ・地域特性を活かした内容が望ましい

② 雨天時対応の検討

開催日が雨天の場合には、本事業によるイベントは原則中止とし、SNSによる周知等を行うこと。また、代替イベントの実施等について当課と協議すること。

ウ 出演者や出展者等の選定

- ・伝統芸能等をステージイベントで披露できる団体等の選定（上記アのイベントのみ）
 - ・伝統芸能等に係るワークショップを開催できる団体等の選定（上記ア・イのイベント共通）
 - ・あいちの伝統や文化に関する商品を広報できる事業者・団体等の選定（上記ア・イのイベント共通）
- ※上記3点について、原則、愛知県内に活動拠点を持つ団体等とする。なお、同イベントの他プログラムに参加予定の団体とは重複しないことが望ましい。
- ・ステージイベントの司会者等の選定（上記アのイベントのみ）

エ 主催者、出演者及び出展者等との調整、謝金の支払い等

- ・上記ア・イのイベント主催者、出演者や出展者等との連絡調整
- ・運営マニュアルの作成
- ・出演者や出展者への事前説明
- ・出演者や出展者に対する謝金や旅費等の支払い

オ 会場整備

- ・ブースの内部設営、装飾、維持管理、追加備品の撤去
- ・ブース内に必要なパネル、照明、長机、いす、その他の物品の手配及び設置（一部備品については主催より借用可能）

カ イベント当日の運営・進行調整（ステージについては上記アのイベントのみ）

- ・主催者及び出演者・出展者との調整（出演者・出展者の案内、ステージ及び出展者ブースのメンテナンス等）
- ・当日のプログラムの作成及び、参加者への配付
- ・来場者アンケート、出演者・出展者アンケートの実施・集計

キ その他

- ・ステージイベントのプログラム内容や出演者、ワークショップ等への出展者については、愛知県及び各イベント主催者と調整の上、決定すること。
- ・イベントの開催に必要な調整や申請等に関わる一切の手続きを行うとともに、必要な機材や消耗品等の手配とそれに伴う支払いなどを行うこと。
- ・イベントの開催にあたり、安全対策に万全の対策を整えること。また、ワークショップ実施に係る保険への加入手続きを行うこと。
- ・愛知県及び各イベント主催者と調整の上、全体スケジュールや運営マニュアル（開催概要、運営体制、タイムテーブル、会場レイアウト、進行シナリオ、感染防止対策、防災・緊急時対応等を含む。）の共有を行うとともに、関係者へ配付すること。
- ・プログラム内容により、参加者を限定する場合は、事前に取りまとめ等を行うこと。
- ・記録用写真を撮影すること。
- ・実施に当たっては、各イベント主催者と十分に調整の上、愛知県の指示に従うこと。

(2) 広報活動の実施

効果的な広報計画を策定するとともに、イベントへの集客が図れるよう効果的な広報活動を行うこと。

ア 広報計画の策定

受託者は契約締結後、当課と効果的な広報活動について協議の上、指定された日までに広報計画を提出すること。

イ イベント周知ちらしの作成及び配布

(ア) 内容：「あいち伝統芸能の祭典2026（仮称）」、「あいち伝統芸能体験教室2026（仮称）」各1種

(イ) 部数：計5,000枚以上

(ウ) 仕様：A4サイズ両面カラー印刷（内容により、裏面モノクロ印刷可）

(エ) 納入期限（送付分のみ）

各イベント開催1カ月前（予定）

(オ) 配布：県内市町村、文化施設及び文化団体等、約10団体への送付（上記各納入期限直後に送付すること）、当日会場内での来場者への配布。

ウ 効果的な広告宣伝の実施

- ・ イベント会場及び当ブースへの集客を多数見込めるよう、会場周辺イベントの活用やマスコミ媒体の使用、SNSの活用などによる広告宣伝を積極的に実施すること。
- ・ 伝統芸能等に対して関心を抱いてもらえるよう、効果的な広告宣伝を実施すること。

4 追加提案企画

当課が示す仕様書の内容以外に、受託者が独自提案した場合は、その遂行に責任をもって対応するものとする。

なお、追加提案する企画は、本事業の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に当課と協議の上、決定する。

5 業務の進捗管理

受託者は定期的に業務の進捗状況について報告すること。

なお、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。

6 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、業務報告書（印刷物及び電子データ）や本業務で作成したちらしなどの成果物を添付した業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

7 成果物に関する権利等

- (1) 著作権の譲渡等については、別添契約書第2条のとおりとする。
- (2) 受託者は、愛知県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。また、著作者人格権の不行使は、愛知県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (3) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (4) 上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・

利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うものとする。

8 その他

- (1) 本業務は、受託者の有している知識に基づき行うものとし、個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (3) 原則として、この仕様書及び提出された企画書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や県との調整が必要な事項については、その都度、当課に相談し、指示を受けるものとする。